

近畿地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この訓令は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（次条第1号において「公共事業再評価実施要領」という。）、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（次条第1号において「その他施設費再評価実施要領」という。）、国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（次条第3号において「公共事業事後評価実施要領」という。）及び国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領（次条第3号において「その他施設費事後評価実施要領」という。）平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2）に基づき近畿地方整備局に設置する近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき次に掲げる事務を行う。

- 一 近畿地方整備局から再評価を実施する事業の一覧表及び当該再評価を実施する事業に係る対応方針（原案）の提出を受け、公共事業再評価実施要領及びその他施設費再評価実施要領に基づく再評価システムの運営状況等について報告を受けること。
- 二 近畿地方整備局が再評価を実施するすべての事業に関し、近畿地方整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときに局長に対して意見の具申を行うこと。
- 三 近畿地方整備局から完了後の事後評価（以下「事後評価」という。）を実施する事業の一覧表及び当該事後評価を実施する事業に係る対応方針（案）の提出を受け、公共事業事後評価実施要領及びその他施設費事後評価実施要領に基づく事後評価システムの運営状況等について報告を受けること。
- 四 近畿地方整備局が事後評価を実施するすべての事業に関し、近畿地方整備局が作成した対応方針（案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときに局長に対して意見の具申を行うこと。
- 五 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業と同種の事業における計画及び調査の在り方並びに評価手法の見直しの必要性について審議を行い、必要と認めるときに局長に対して意見の具申を行うこと。
- 六 第2号及び前二号に掲げるもののほか、局長が必要と認める事業の再評価又は事後評価について審議を行い、必要と認めるときに局長に対して意見の具申を行うこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員会に、地域の実情等に関する専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験者等から、局長が委嘱する。
- 4 専門委員は、地域の実情等に関し十分な知識を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。ただし、6年を限度とする。
- 7 専門委員の任期は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が行われる委員会の開催日限りとする。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 9 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 10 委員長は、会務を総理する。
- 11 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項（近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領）は、委員会が定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、近畿地方整備局企画部企画課において処理する。

(雑則)

- 第6条 近畿地方整備局以外の事業主体が実施する事業が近畿地方整備局が実施する事業と密接に関連しており、共同で再評価又は事後評価を実施することが適当であると認められる場合において、局長が当該事業主体の長と協議し委員会において審議を行うことの必要を認めたときは、委員会は、審議を行う。
- 2 近畿地方整備局が実施する事業が近畿地方整備局以外の事業主体が実施する事業と密接に関連しており、共同で再評価又は事後評価を実施することが適当であると認められる場合において、局長が当該事業主体の長と協議し当該事業主体の長が設置する事業評価監視委員会において審議を行ったときは、委員会における審議を要しない。

附 則（平成13年8月29日付け国近整訓第5号）

- 1 本規則は、平成13年8月29日から施行する。
- 2 「近畿地方建設局事業評価監視委員会規則（平成10年建近訓第14号）」及び「運輸省第三港湾建設局港湾・海岸・空港関係事業評価監視委員会規則（平成10年三港工務二第22号、三港企第37号）」は、廃止する。

附 則（平成15年7月1日付け近畿地方整備局訓令第11号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月18日付け近畿地方整備局訓令第8号）

この訓令は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成21年7月29日付け近畿地方整備局訓令第4号）

この訓令は、平成21年7月29日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付け近畿地方整備局訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。